

ネット安心アドバイザー制度の運用について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて下記のように定め、平成27年4月1日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

記

1 趣旨

この通達は、ネット安心アドバイザー制度の効果的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 ネット安心アドバイザー制度

大学等の研究者、情報通信関連企業の社員等の有識者をネット安心アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録し、アドバイザーによる学校等が開催する講演会における講演等の活動を通じて、青少年に対する情報モラル教育（情報化の進展した社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身につけさせる教育をいう。以下同じ。）の推進のほか、府民のネットトラブル（インターネットの利用に起因する各種トラブルをいう。以下同じ。）に対応する能力の向上を図り、もって、青少年その他の府民がサイバー犯罪の加害者若しくは被害者又はネットトラブルの当事者（以下「サイバー犯罪等の当事者」という。）になることを防止するための制度をいう。

3 アドバイザーの登録要領等

(1) 登録対象者の要件

アドバイザーとして登録する者は、原則として次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 人格識見ともに優れていること。

イ 情報モラル教育及びネットトラブル対策（以下「情報モラル教育等」という。）について知見を有し、活動に必要な熱意を有すること。

ウ 心身ともに健康であること。

(2) 登録の手続

サイバー企画課長は、アドバイザーの登録を受けようとする者（以下「登録申出者」という。）があるときは、ネット安心アドバイザー登録申出書（別記様式第1号。以下「申出書」という。）の提出を求め、前記3の(1)のアからウまでに掲げる要件を満たす者であることを確認の上、ネット安心アドバイザー登録上申書（別記様式第2号）に申出書を添えて、サイバー対策本部長にアドバイザーの登録の上申をするものとする。

(3) 登録の決定

サイバー対策本部長は、前記3の(2)の上申があったときは、登録申出者の情報モラル教育等に関する活動への参加状況、アドバイザーとしての活動が可能な地域その他の事情を勘案の上、登録するか否かを決定するものとする。この場合において、登録申出者をアドバイザーとして登録することを決定したときは、ネット安心アドバイザー登録簿（別記様式第3号。以下「登録簿」という。）に所要の事項を記載して登録するものとし、登録しないことを決定したときは、サイバー企画課長を通じて、当該登録申出者にその旨を通知するものと

する。

(4) 通知書の交付

サイバー対策本部長は、アドバイザーの登録をしたときは、当該登録に係る者に対して、ネット安心アドバイザー登録通知書（別記様式第4号。以下「アドバイザー通知書」という。）を交付するものとする。

(5) ネット安心スーパーバイザーの指定等

ア サイバー対策本部長は、アドバイザーとして登録する者のうちから、情報モラル教育等に関して顕著な知見があり、他のアドバイザーを指導することができる高い能力を有すると認められるものを、ネット安心スーパーバイザー（以下「スーパーバイザー」という。）として指定することができるものとする。

イ サイバー対策本部長は、前記3の(5)のアの指定をしたときは、登録簿に所要の事項を記載するとともに、当該指定を受けた者に対しては、アドバイザー通知書の交付に代えて、ネット安心スーパーバイザー登録通知書（別記様式第5号。以下「スーパーバイザー通知書」という。）を交付するものとする。

(6) 登録の有効期間等

アドバイザーの登録の有効期間は、アドバイザー通知書又はスーパーバイザー通知書（以下「登録通知書」と総称する。）を交付した日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了した場合の再登録を妨げない。

4 登録名札

(1) サイバー対策本部長は、前記3の(4)の規定によりアドバイザー通知書を交付する場合にあってはネット安心アドバイザー登録名札（別記様式第6号）を、前記3の(5)のイの規定によりスーパーバイザー通知書を交付する場合にあってはネット安心スーパーバイザー登録名札（別記様式第7号）をそれぞれ貸与し、登録簿にその年月日を記載するものとする。この場合において、ネット安心アドバイザー登録名札又はネット安心スーパーバイザー登録名札（以下「登録名札」と総称する。）の貸与を受ける者が、前年度に引き続き登録を受ける者であるときは、現に貸与している登録名札を引き続き貸与するものとする。

(2) サイバー対策本部長は、登録の有効期間が満了し、再登録を受けないアドバイザーに対しては、登録名札の返納を求めなければならない。

5 アドバイザーに対する指導

サイバー企画課長は、アドバイザーに対し、次に掲げる事項を指導するものとする。

(1) アドバイザーの活動に関し、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。

(2) アドバイザーの活動に関し、政治的に中立でなければならないこと。

(3) アドバイザーの活動に関して知り得た秘密を保持すること。

(4) アドバイザーの活動に当たっては、登録名札を携帯し、必要に応じて、関係者に提示すること。

(5) 申出書の記載内容（情報モラル教育等に関する活動への参加状況を除く。）に変更が生じたときは、ネット安心アドバイザー申出内容変更届出書（別記様式第8号）により速やかに届け出ること。

6 アドバイザーの活動内容

アドバイザーの活動は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 青少年その他の府民がサイバー犯罪等の当事者になることを防止することを目的とした講演を行う活動
- (2) 前記6の(1)の講演活動に際し、受講者等の間で問題となっているネットトラブルの事象の詳細を聴取し、必要な助言を行うほか、以後の講演の内容についての意見、要望等を聴取する活動
- (3) 他のアドバイザーに対する講演に関しての技術的指導（スーパーバイザーに限る。）
- (4) 前記6の(1)から(2)までに掲げるもののほか、サイバー企画課長が必要と認める活動

7 アドバイザーの派遣

(1) 派遣の対象

アドバイザーの派遣は、京都府内に所在する学校が開催する講演会その他アドバイザーを派遣することにより、府民がサイバー犯罪等の当事者になることを防止する効果があるとサイバー企画課長が認めた講演会に対して行うものとする。

(2) 派遣の依頼

ア アドバイザーの派遣の依頼は、当該依頼に係る講演会の主催者（以下「派遣依頼者」という。）の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）又はサイバー企画課長を窓口として受け付けるものとし、当該依頼の受付に当たっては、派遣依頼者に対し、ネット安心アドバイザー派遣依頼書（別記様式第9号。以下「依頼書」という。）の提出を求めるものとする。

イ 管轄署長は、前記7の(2)のアの規定による依頼書の提出があったときは、速やかに、サイバー企画課長に対して当該依頼書を送付するものとする。

(3) 派遣の決定

サイバー企画課長は、前記7の(2)のイの送付を受け、又は依頼書を直接受け付けた場合において、アドバイザーを派遣することが適当であると認めたときは、当該派遣依頼者及びアドバイザーと調整の上、派遣する日時等を決定し、当該派遣依頼者及び管轄署長に通知するものとする。この場合において、アドバイザーを派遣しないことを決定したときは、当該派遣依頼者及び管轄署長にその旨を通知するものとする。

8 活動記録の作成及び報告

サイバー企画課長は、アドバイザーにネット安心アドバイザー活動結果報告（別記様式第10号）の作成を求め、その活動内容を確認し、サイバー対策本部長に報告するほか、必要に応じて、管轄署長にもその内容を連絡するものとする。

9 登録の抹消

(1) 抹消の要件

サイバー対策本部長は、次のいずれかに該当するときは、アドバイザーの登録を抹消するものとする。

ア アドバイザーから、ネット安心アドバイザー登録抹消申出書（別記様式第11号）の提出があったとき。

イ アドバイザーに刑罰法令に違反する行為、反社会的・反道徳的な行為その他のアドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

(2) 抹消の通知等

サイバー対策本部長は、アドバイザーの登録を抹消したときは、登録簿に所要の事項を記載し、ネット安心アドバイザー登録抹消通知書（別記様式第12号）により、その旨を当該登録の抹消に係るアドバイザーに通知するとともに、登録名札の返納を求めなければならない。

10 制度の周知

サイバー企画課長及び警察署長は、各種会合等あらゆる機会を通じてネット安心アドバイザー制度について周知し、効果的な運用を図るものとする。

11 運用に関する事務

ネット安心アドバイザー制度の運用に関する事務は、サイバー企画課長が行うものとする。

12 専決

この通達に規定するサイバー対策本部長の事務のうち、次に掲げるものについてサイバー企画課長に専決させることができる。

- (1) 前記3の(3)の後段又は同(5)のイの規定による登録簿への記載
- (2) 前記3の(4)又は同(5)のイの規定による登録通知書の交付
- (3) 前記4の(1)の規定による登録名札の貸与及び同(2)の規定による登録名札の返納の要求
- (4) 前記9の(2)の規定によるアドバイザーの登録の抹消に係る通知及び登録名札の返納の要求

13 細部事項

この通達に定めるもののほか、ネット安心アドバイザー制度の運用に関し必要な細部事項は、サイバー対策本部長が別に定める。

別記

様式第1号

年 月 日

京都府警察サイバー対策本部長 殿

申出者

ネット安心アドバイザー登録申出書

ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男 ・ 女
住所	(郵便番号 -)		
連絡先 電話番号	①	メール アドレス	①
	②		②
勤務先 (団体等)		役職	
情報モラル教育等 に関する活動 への参加状況			
保有資格			
活動可能 地域	京都府下全域 ・ 丹後 ・ 丹波 ・ 京都市内 ・ 山城 ()		

※ 受理年月日		※ 登録番号	
---------	--	--------	--

注1 本申出書に記載された事項は、ネット安心アドバイザー制度の運用上の目的以外に使用しません。

2 太線枠内は、記入しないでください。

様式第3号

ネット安心アドバイザー登録簿

登録番号	登録証 交付年月日	登録名札 貸与年月日	氏名	登録抹消 年月日

注 スーパーバイザーの指定を受けた者にとっては、氏名の前に○印を付するとともに、登録番号の下にスーパーバイザーとしての登録番号を記載すること。

様式第4号

登録番号 第 号

ネット安心アドバイザー登録通知書

殿

あなたを 年度のネット安心アドバイザーとして登録したことを通知します。

年 月 日

京都府警察サイバー対策本部長

様式第5号

登録番号 第 号


ネット安心スーパーバイザー登録通知書

殿

あなたを 年度のネット安心スーパーバイザーとして登録したことを通知します。


年 月 日

京都府警察サイバー対策本部長

	京都府警察 ネット安心アドバイザー登録名札
顔 写 真	(氏 名)
	登録年月日 年 月 日

注 登録名札の大きさは、縦 6.1センチメートル、横 9.1センチメートルとする。

様式第7号

	京都府警察 ネット安心スーパーバイザー登録名札
顔 写 真	(氏 名)
	登録年月日 年 月 日

注 登録名札の大きさは、縦 6.1センチメートル、横 9.1センチメートルとする。

京都府警察サイバー対策本部長 殿

届出者

ネット安心アドバイザー申出内容変更届出書

変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	1 住所 2 連絡先電話番号 3 メールアドレス 4 役職 5 活動可能地域 6 その他 ※ 変更があった事項に係る数字を○で囲むこと。	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		

注1 本届出書に記載された事項は、ネット安心アドバイザー制度の運用上の目的以外に使用しません。

2 「変更内容」欄には、変更があった事項に係るもののみを記載してください。

様式第9号

ネット安心アドバイザー派遣依頼書

団 体 名		
派 遣 希 望 日 時	第 一 希 望	
	第 二 希 望	
講 演 場 所		
対 象 者 ・ 人 数 等		
希 望 す る 講 演 内 容		
連 絡 先	住 所 ・ 所 在 地	
	担 当 者	
	電 話 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	
備 考		

年 月 日

サイバー企画課長 殿

ネット安心アドバイザー
(氏名)

ネット安心アドバイザー活動結果報告

活動日時	年 月 日 午 時 分 ~ 午 時 分までの間				
活動場所					
活動対象	高等学校名 (学年)		人数	教職員	人 人 人 人
	P T A ブロック名			生徒	
	そ の 他			保護者 その他 ()	
反 響					
要 望					
把握事項					
備 考					

様式第11号

年 月 日

京都府警察サイバー対策本部長 殿

申出者

ネット安心アドバイザー登録抹消申出書

ネット安心アドバイザーとしての登録の抹消を申し出ます。

※ 受理年月日		※ 登録番号	
---------	--	--------	--

注 太線枠内は、記入しないでください。

様式第12号

ネ ッ ト 安 心 ア ド バ イ ザ ー 登 録 抹 消 通 知 書

殿

あなたの 年度のネット安心アドバイザーとしての登録を抹消したことを通知します。

年 月 日
京都府警察サイバー対策本部長